



平成30年5月17日

担当課	交通政策課
担当者	鯨
電話	(073) 435-1016
内線	2471

## 和歌山市デマンド型乗合タクシーの取組について ～交通不便地域の解消に向け、加太地区で試験運行開始、 また新たに3地区で実証運行を実施します～

### 1. 加太地区で試験運行開始

和歌山市デマンド型乗合タクシーは、平成29年8月から9月にかけて初めて加太地区で実証運行を行いました。

それを受けて同地区では、今年度9月を目途に、地域住民等で構成する**運営協議会を主体**として、関係者間で連携・協働しながら運行するデマンド型乗合タクシーの試験運行を開始する予定です。

試験運行では、実証運行及びアンケート結果をもとに、**スーパー等へのルート延伸**や**運行ダイヤを集約**するなど、利便性の向上、乗合率の向上を図るため、運行計画を見直します。



### 2. 3地区で実証運行実施

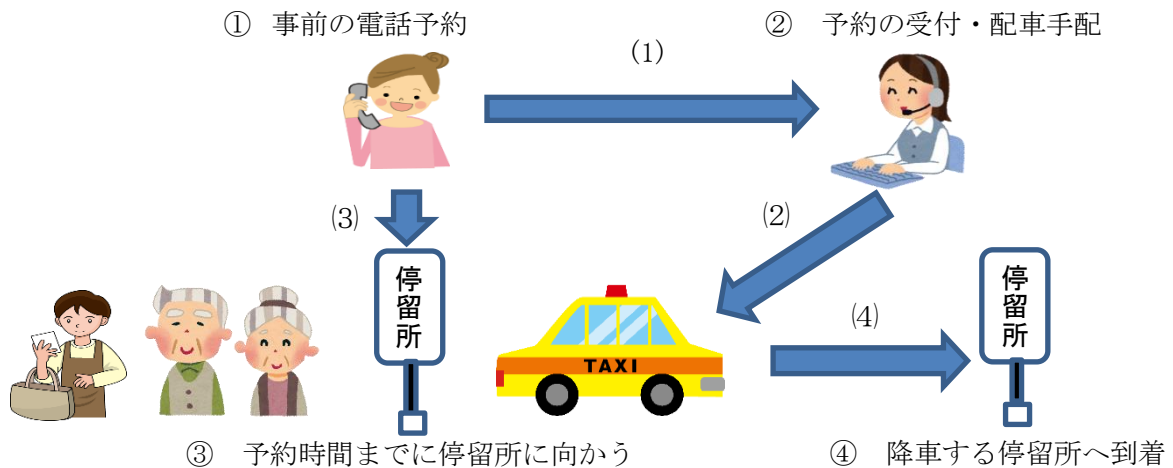
さらに今年度は、**新たに小倉・和佐・湊の3地区**でも実証運行を開始することになりました。

○実施時期 平成30年8月から10月の間で各地域20日間ずつ、順次実施予定。

○検証項目 安全性、経路、所要時間、運賃等

#### ◆デマンド型乗合タクシーとは

デマンド型乗合タクシーとは、交通不便地域において、需要が少なく、定時定路線の運行が困難な地域や、道が狭く、大きな車両では運行できない地域などの交通手段を確保するため、セダン型やワゴン型の一般タクシー車両を利用して、路線バスと同じように時刻、運行ルート、停留所を設定し、利用者から予約があった場合のみ運行する乗合型のタクシーです。



※加太地区の試験運行：道路運送法第4条に基づき、国土交通大臣の許可を受け、継続して運行するもの

3地区の実証運行：道路運送法第21条に基づき、国土交通大臣の許可を受け、地域・期間を限定して短期的に運行するもの